

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00017 沿革 (略) <u>平成22年 3 月 29 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 27 条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p>第 28 条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>法第 25 条の規定に基づき</u>保険金の支払の時に被保険者の有していた代金に係る債権を支払った保険金の額の第 6 条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p> <p>第 29 条～第 38 条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成22年 4 月 1 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00017 沿革 (略)</p> <p>第 1 条～第 27 条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p>第 28 条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 662 条の規定に基づき</u>保険金の支払の時に被保険者の有していた代金に係る債権を支払った保険金の額の第 6 条に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p> <p>第 29 条～第 38 条 (略)</p>	